角田市公告第１１０号

入　　札　　公　　告

制限付き一般競争入札を執行するので、角田市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱（平成１９年角田市告示第８６号）第８条の規定に基づき公告する。

令和８年１１月１１日

角田市長　黒　須　　貢

１　入札に付する事項

（１）工　事　名　　令和８年度　(仮)中島下南北線歩道設置工事
（２）工事場所　　角田市　梶賀　字　高畑南　地内
（３）工　　期　　令和８年１２月３日　から　令和９年３月１２日
（４）入札担当課　　角田市　会計課
（５）工事担当課　　角田市　産業建設部　建設課
（６）工事概要　　施工延長　L=92.4m
　　水路蓋据付工　L=92.4m
　　※詳細は設計書参照のこと
（７）契約保証金　　契約金額の１０分の１以上の額
（８）支払条件　　前払金　有（４０％以内）
（９）入札方式　　事後審査型

２　入札参加資格

制限付き一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

（１）令和７・８年度角田市競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する土木工事業の許可を受けていること。

（２）角田市又は丸森町に本店、支店又は営業所を有すること。

（３）有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成７年角田市告示第２４号）に定める指名停止措置を受けていないこと。

（４）建設業法第２７条の２９の規定による土木一式工事の総合評定値（P）が７００点以上であること。

（５）過去１０年以内に、土木一式工事を元請として施工した実績があること。

（６）専任の主任技術者又は監理技術者を配置できること。

（７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定による再生手続き開始の申立てをしていないものであること。

（８）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号の規定に該当しないものであること。

3　入札参加申請

入札参加申請者は、制限付き一般競争入札参加申請書（様式第４号）に次の書類を添付し、指定した提出期限までに正副２部を提出しなければならない。

（１）添付書類

①土木一式工事業の建設業許可書又は許可証明書の写し

②経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（直近のもの）

（２）申請書類の提出方法等

①提出方法

直接持参すること。（郵送による受付は認めない）

②提出先及び提出期限

４の表に示すとおりとする

4　入札等の日程

手続き等	期間・期日・期限	場所
入札参加申請書類等の配布	期　間 令和８年１１月１１日（水） 令和８年１１月２５日（水）	HPからダウンロード可 角田市役所　西庁舎１階 会計課
設計図書等の閲覧及び貸出	期　間 令和８年１１月１１日（水） 令和８年１１月２５日（水）	HPからダウンロード又は 角田市役所西庁舎１階会計課にて閲覧。閲覧の場合は名簿に記入押印すること
質問書受付 （様式３号）	期　間 令和８年１１月１１日（水） 令和８年１１月１９日（木） 午後４時００分まで	FAX、メール可（送信後、送信した旨連絡を行うこと。） 角田市役所　西庁舎１階 会計課

手続き等	期間・期日・期限	場所
質問書の回答掲示	期　間 令和８年１１月１１日（水） 令和８年１１月２５日（水）	総務課掲示板、HP 掲載
入札参加申請書類等の提出	期　間 令和８年１１月１１日（水） 令和８年１１月２５日（水）	角田市役所　西庁舎１階 会計課
入札執行の日時及び場所	期　日 令和８年１１月２６日（木） 午後１時５０分から	角田市役所　東庁舎４階 ４０１会議室
落札後候補者の資格確認書類等の提出	期　間 令和８年１１月２７日（金） 午後４時００分まで	角田市役所　西庁舎１階 会計課

（注）別途指定のある場合を除き、上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前９時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）とする。

5　入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

6　工事費内訳書の提出について

（１）設計図書等を基に積算を行った工事費内訳書を入札日に持参すること。

（２）入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

（３）提出を受けた工事費内訳書は、返戻しない。

7　入札の取り止めに関すること

入札参加資格者が１人しかいないとき、又は入札参加資格喪失により１人になった場合は、制限付き一般競争入札を取り止めることがある。

8　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

（１）入札に参加する資格のない者がした入札。

（２）一の入札において、同一の入札者がした二以上の入札。

（３）入札書に必要な事項の記載がない入札。

（４）入札に際し、不正の行為をした者の入札。

（５）その他入札に関する条件に違反した入札。

9　入札の方法

（１）入札者又は代理人は、指定の場所に入札書を提出すること。

（2）代理人をもって入札する場合は、必ず入札に関する委任状を持参のうえ提出すること。
（3）落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
（4）再度の入札の回数は、２回を限度とする。

10　落札者の決定

（1）　落札者の決定については、落札の決定を保留し、有効な入札をした者のうち、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。
（2）　落札候補者が２人以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。
（3）　落札候補者となった者は、入札公告で示した日までに以下の書類等を提出しなければならない。提出期限内に確認書類等を提出しないときは、落札候補者の行った入札は無効とする。
① 同種又は類似工事の施工実績調書（様式第５号）
② 配置予定の技術者に関する調書（様式第６号）
（4）　提出された書類により入札参加資格の審査を行い落札者とする。
（5）　落札者を決定したときは、当該落札者にその旨を通知するものとする。
（6）　落札候補者の行った入札を無効としたときは、当該落札候補者にその旨を通知するものとする。
（7）　参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して２日以内に、その理由について書面で問い合わせることができるものとする。
（8）　上記以外については、角田市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱によるものとする。

11　契約に関すること

落札決定した業者は、消費税法に規定する課税業者であるか、免税業者であるかを契約書作成前に届け出ること。

12　その他

（1）　本工事は、週休２日工事（発注者指定型（現場閉所型））の対象である。
（2）　本工事は、最低制限価格が設定される対象工事である。
（3）　上記以外については、角田市契約規則によるものとする。
（4）　詳細又は不明な点は、下記に照会すること。

連絡先：〒981-1592　宮城県角田市角田字大坊４１（角田市役所西庁舎１階）
角田市 会計課 契約検査係
電話：0224-63-2115　FAX：0224-62-4829
E-mail：kaikei@city.kakuda.lg.jp